

一時預かりの無償化について

【無償化の内容について】

・保育の必要性の認定のある、3歳児クラスから5歳児クラスの子どもで、保育所又は幼稚園、認定こども園を利用していない場合に、月額37,000円を上限として利用料が無償化されます。

・保育の必要性の認定のある、0歳児クラスから2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもで、保育所等を利用していない場合に、月額42,000円を上限として利用料が無償化されます。

○ 無償化の対象となる費用は

保育料のみです。給食費や保険料などは対象外となります。

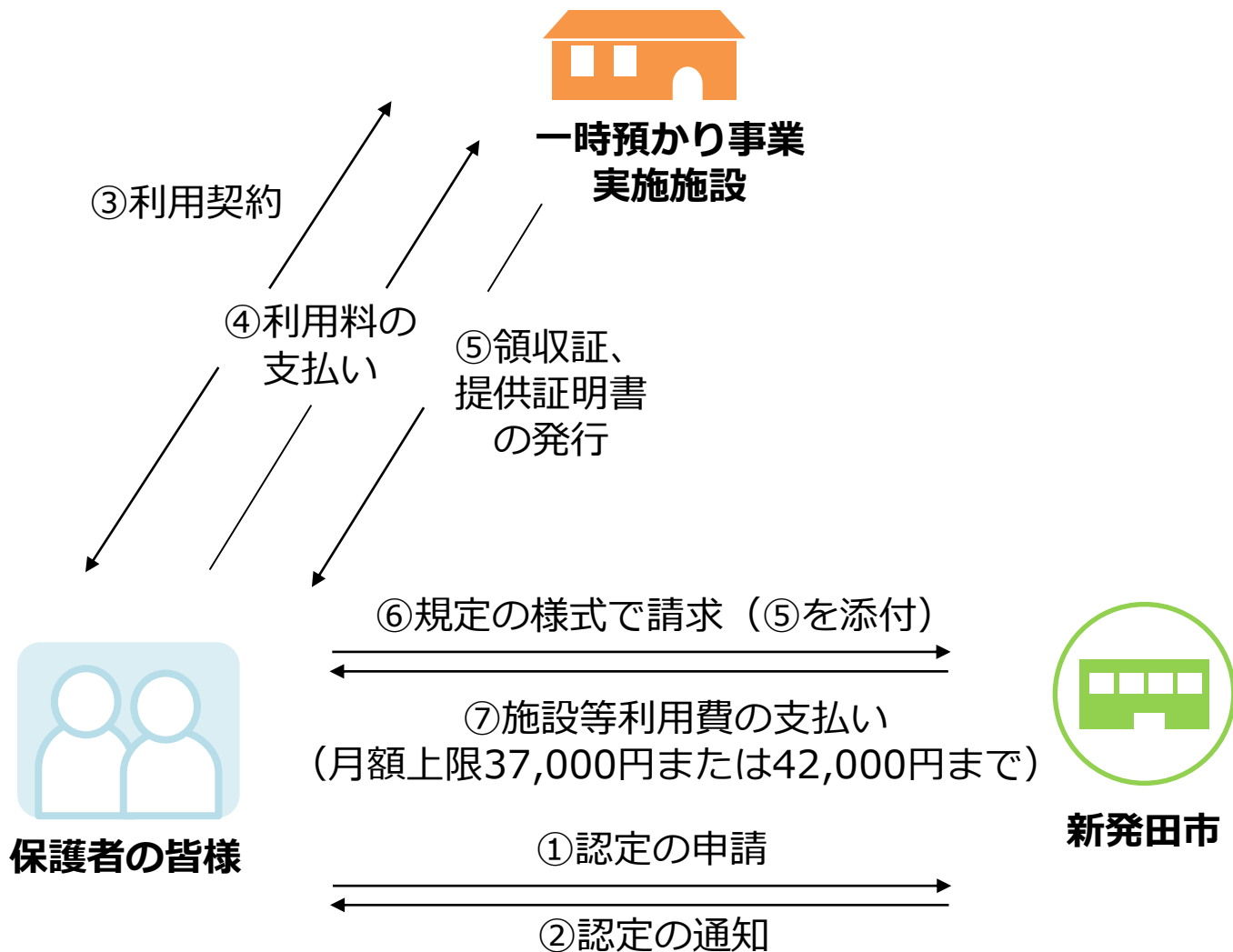
○ 認定を受けるためには

保育の必要性（保護者の就労や出産、求職活動等）を証明、申し立てる書類を添えて申請いただきます。詳しくは問い合わせ先までご確認ください。

○ 申請の方法は

これまでどおり施設に利用料をお支払いいただいた後、請求書や領収証などの必要書類を市に提出し、市が審査した後、上限額の範囲内で保護者が指定する口座に支払います。

[基本的な手続きのイメージ]



請求書などの申請に必要な書類や詳細については、下記問い合わせ先までお気軽にお問い合わせください。

※請求書は新発田市こども課に用意してあります。また、新発田市ホームページにも掲載されています。

(なお、市外にお住まいの方は、お住まいの市町村へお問い合わせください。)

問い合わせ先：

【認定の申請について】

新発田市こども課こども入園係 Tel:0254-28-9230

【請求について】

新発田市こども課こども施設係 Tel:0254-28-9231